

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市に点在する歴史的建造物については、これまで文化財保護法に基づく指定や登録等の保護制度をはじめ、新潟県文化財保護条例や佐渡市文化財保護条例等により、保存と活用に取り組んできた。一方で、本市には指定・登録文化財等以外にも、多くの歴史的建造物が存在しており、これらの建造物についても、適切な保存や活用が求められている。

このため、本市の歴史的風致を形成する建造物のうち、重点区域における歴史的風致を形成するにあたって主要であり、かつ、歴史的風致の維持向上によって必要と認められる建造物については、歴史まちづくり法第12条第1項の規定による「歴史的風致形成建造物」に指定することとする。これにより、指定・登録文化財等の保護を図るとともに、歴史的建造物の保存や活用を推進する。

歴史的風致形成建造物の指定（法第12条第1項抜粋）

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

2. 歴史的風致形成建造物の指定の基準

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、概ね築 50 年以上を経過しており、以下のいずれかの基準に該当する建造物とする。

【指定基準】

- ①形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ②地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③まち並みの構成要素として重要な建造物
- ④地域の歴史的景観の形成に寄与する重要な建造物

なお、指定にあたっては、所有者または管理者等により、今後の当該建造物の適切な維持管理が見込まれるものであり、所有者の同意が得られているものとする。

3. 歴史的風致形成建造物の指定の対象

歴史的風致形成建造物として指定する建造物は、重要文化財である建造物等を除く、以下のいずれかに該当する建造物とする。

【指定対象】

- ①文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財である建造物
- ②新潟県文化財保護条例に基づく指定文化財である建造物
- ③佐渡市文化財保護条例に基づく指定文化財である建造物
- ④文化財保護法第 134 条に基づく重要文化的景観の重要な構成要素である建造物
- ⑤景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物
- ⑥その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与するものとして市長が特に認めた建造物

